

## 意見陳述

原告 \*\*\*

わたしは現在、都内にある大手会社の \*\*\*で\*\*\*に従事しております。今  
の会社には大学を卒業してから今日まで21年勤めており、警察や消防に関する  
様々な資格を取りました。

妻の\*\*とは小学校の同級生という関係で、中学校からは進路が分かれたものの  
縁あって再会し、そしてお互いに生涯の伴侶となるに至りました。

わたしはもともと、結婚したあとに妻に自分の名前を名乗ってもらいたいという強い  
気持ちはありませんでした。結婚するに当たり姓をどうするかについては、妻から互  
いの姓を名乗りたいと打ち明けられましたが、わたしも同じ気持ちでおりました。小学  
校の頃から彼女は\*\*\*であり、好きになった時の名前で互いに家庭を築いて行  
くことがとても自然に感じられたためです。

しかし、法律上は別姓の婚姻は認められていないことをその後で知り、少なからず  
驚きました。互いの姓を捨てずに結ばれることも、互いが合意の上で姓を同じくするこ  
とも、二人で真剣に考えて導きだした結果であるなら等しく尊いものと思うのですが、  
何故一方だけしか認められていないのか、理解できません。

結婚してすぐに子どもができ、子どもの姓をどちらにするか話し合いましたが、揉め  
ることもなくわたしの姓にすることを2人で決めました。何もしなければ母親の姓にな  
って婚外子になるということを知り、婚外子はまだ差別が残っているときでしたので、  
親が事実婚という選択をしたことで子どもに不利益が及ぶのは避けたいと思い、一時  
的に婚姻届を出すことにしたのです。

わたしたちは結婚・ペーパー離婚をして事実婚を続けるという迂遠な方法を取りま  
したが、そのようなことをしなくても、夫婦として認められ子どもを婚内子としてもてる法  
律になると良いと思います。今は現行の法律に合わせるしかありませんが、長くかか  
っても、間違いなく認められるようになるだろうと思っておりました。しかし子供達も成  
長し、自分は老いに向かって行くことを感じるようになり、定年までの折り返しも過ぎて  
きました。やはり同姓で法律婚をしている方達と同じ権利を得られるように早くなって  
ほしいと願うようになりました。

今ままでは、生命保険の受取人に妻はなれません。遺産というほどのものはありませんが、相続人にもなれません。また、もしもの事故があったとき、例えば妻が脳死になるとか、意識不明になるようなことが起きた際、彼女の親と私の意見が違つたらどうなるのだろうと思います。わたしの両親ですら脳死の際の延命治療などで意見が違つてたりするので、事実婚であると余計に家族や病院が困ってしまうことが想像できます。

また、今後夫婦のどちらかが働けなくなったら、配偶者控除や扶養手当なども利用できません。

私たち二人の選択は、何かに強制されたものでもなく、お互いに望んで同姓になつた方達と何も変わらないと思います。もちろん誰かに不利益を与えているものでもありません。選択的夫婦別姓制度が早く認められることを切に望みます。